身体障害者診断書・意見書〔ぼうこう・直腸機能障害用〕

総括表

氏名	生年月日	年	月	日
住所				
1 障害名(部位を明記)				
2 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他 自然災害、疾病、先		
3 疾病・外傷発生年月日 年	月日・場	,所		
4 参考となる経過・現症(エックス線および検査所見を含む。)				
障害固定又は	は障害確定(推定)		年	5. 月日
5 総合所見				
6 その他参考となる合併症状		(将来再認定 次期再認定 F		• 不要) 年 月 <i>)</i>
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を作 年 月 日				
病院又は診療所の	の名称			
所 在				
診療担当科名	科 医節			(※)
5.4400000000000000000000000000000000000		手書きしない場合は記		してください。
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害和 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる		、も参考恵見を記入)	
・該当する(級相当)	り店品に			
・該当しない				
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能 障害などを記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因 となった疾患名を記入してください				

- 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。
- 様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせ
- 3 障害区分や等級決定のため、社会福祉審議会から改めて次負以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

[記入上の注意]

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せ もつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・1~3の各障害および障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□に**√**を入れ、必要事項を記述すること。
- ・障害の認定の対象となるストマは、排尿又・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。

	STEED STANDER TO STAND OF STEED CALL OF STEED CALL
1 膀胱機能障害	
□尿路変向(更)のストマ	
(1) 種類・術式	(2) ストマにおける排尿処理の状態
① 種類	○ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有
□ 腎瘻 □ 腎盂瘻	無について
□ 尿管瘻 □ 膀胱瘻	□ 有
□□腸(結腸)導管	(理由)
- その他 []	□ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しい
② 術式 []	びらんがある(部位、大きさについて図示)
③ 手術日 [年 月 日]	コストマの変形
	□ 不適切な造設箇所
l k	□ 無
}	
/ \	
l / \ \ \	
<i> </i>	
/	
/ × \	
II \	
11 ノ	
(ストマおよびびらんの部位等を図示)	
□ 高度の排尿機能障害	
(1) 原因	(2) 排尿機能障害の状態・対応
□ 神経障害	□ カテーテルの常時留置
○ 先天性: 〔 <u></u>	□ 自己導尿の常時施行
(例:二分脊椎 等)	□ 完全尿失禁
□ 直腸の手術	□ その他
・術式:[]	
・手術日: [年 月 日]	
□ 自然排尿型代用膀胱	
・術式:[]	
・手術日: [年 月 日]	

2 直腸機能障害	
□ 腸管のストマ (1) 種類・術式 □ 空腸・回腸ストマ □ 上行・横行結腸ストマ □ 下行・S 状結腸ストマ □ その他 [(2) ストマにおける排便処理の状態 ○ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について □ 有(理由) □ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示) □ ストマの変形 □ 不適切な造設箇所 □ 無
(ストマおよびびらんの部位等を図示) □ 治療困難な腸瘻 (1) 原因	(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態
① 放射線障害 □ 疾患名:[] ② その他 □ 疾患名:[] (2) 瘻孔の数 []	 □ 大部分 □ 一部分 (4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態 □ 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示) □ その他
(腸瘻およびびらんの部位等の図示)	

□ 高度の排便機能障害				
(1) 原因	(2) 排便機能障害の状態・対応			
□ 先天性疾患に起因する神経障害	□ 完全便失禁			
[]	□ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいび			
(例:二分脊椎 等)	らんがある			
	□ 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要			
□ その他	□ その他			
□ 先天性鎖肛に対する肛門形成術				
手術日 <u>:[年月_</u>				
□ 小腸肛門吻合術				
手術日:〔 <u>年月日</u> 〕				
3 障害程度の等級				
(1級に該当する障害)				
	せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理			
が著しく困難な状態があるもの	COS(N S(V) NON VON T TICHOU COFFEE DENNESSE			
	#便処理が著しく困難な状態および高度の排尿機能障害が			
あるもの				
□ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を	併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な			
状態または腸瘻における腸内容の排泄処理が著	手しく困難な状態があるもの			
□ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストー	マにおける排尿処理が著しく困難な状態および高度の排便			
機能障害があるもの				
	場内容の排泄処理が著しく困難な状態および高度の排尿機			
能障害があるもの				
(3級に該当する障害)				
□ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併	$H \downarrow \sim \downarrow \sim$			
□ 勝官のストマに旅路変回(更)のストマを併せもつもの □ 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態または高度の排尿機能障害が				
ロ 励目のヘドマをもり、パイス、ヘドマにおけるが反対型が有して凶無な仏態または同度のが成的障害があるもの				
□ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を	併せもつもの			
□ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態または高度の排便				
機能障害があるもの				
□ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における肌	場内容の排泄処理が著しく困難な状態または高度の排尿機			
能障害があるもの				
□ 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排	便機能障害があるもの			
(4級に該当する障害)				
□ 腸管または尿路変向(更)のストマをもつも(\mathcal{D}			
□ 粉質なには水路変向(史)のヘドマをもつもの □ 治癒困難な腸瘻があるもの				
□ 高度の排尿機能障害または高度な排便機能障害があるもの				
. 52 5,55 5,51 7, 2 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				